

京都市告示第671号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
二条通	左京区岡崎最勝寺町63番地地先から	旧	メートル 159.60	メートル 14.18 ~ 28.62
	同区岡崎成勝寺町70番地地先まで	新	159.60	14.18 ~ 27.34

(建設局土木管理部道路明示課)